広川町農業委員会

第 16 回総会議事録

令和 6 年 11 月 5 日

広川町農業委員会第16回総会議事録

令和6年11月5日広川町農業委員会第16回総会が広川町役場3階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

報告事項1　農地法第18条第6項の規定による通知
議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請に関する件
議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請に関する件
議案第3号　非農地証明に関する件
議案第4号　農業経営基盤強化促進法による広川町農地利用集積計画の承認について

1．本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏　名	議席	氏　名
会長	古　賀　秀　之	6	稲　員　繁　広
会長代理	山　村　佳代子	7	鐘ケ江　百合子
1	中　村　和　浩	8	舩　越　誠　治
2	萩　尾　喜久夫	9	稲　員　雅　史
3	丸　山　敬二郎	１０	野　田　光　浩
4	馬　場　啓　介	１１	中　島　隆　二
5	渡　邊　和　江	１２	古　賀　貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏　名	議席	氏　名
１５	田　中　健　一	２２	弓　削　和　幸
１６	姫　野　　剛	２３	末　安　富士子
１７	重　松　嘉　治	２４	野　田　隆　文
１８	小　林　栄　一	２５	山　下　　淳
１９	山　下　憲　繋	２６	渡　邊　和　宏
２０	馬　場　健　作	２７	古　賀　　優
２１	雨　森　純　司		

2．本会の書記は下記のとおりである。
農業委員会係長　川村　亮二　書記　熊添　博

会長代理　山村佳代子　開会のあいさつ

事務局　出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議　長　本日は、報告事項４件、議案第１号１件、議案第２号４件、議案第３号３件、議案第４号２件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。
　なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。
　次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により、3 番　丸山敬二郎農業委員 、9 番　稲員雅史農業委員を指名し審議に移ります。農業委員会報告事項１　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明　報告事項 1　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について順位 1 大字長延　借受人：■■ ■■　貸付人：■■ ■■、順位 2 大字長延　借受人：■■ ■■　貸付人：■■ ■■　申請理由　地権者が耕作するため解約する旨説明。順位 3 大字一條　借受人：■■ ■■　貸付人：■■ ■■、順位 4 大字一條　借受人：■■ ■■　貸付人：■■ ■■ 申請理由　農地の所有権移転のため解約する旨説明。

議　長　報告事項について事務局の説明が終わりました質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議　長　質問意見も有りませんので、議案第１号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について附議します。順位１について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位１大字広川　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■　申請理由　売買。

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

25 番　山下淳　推進委員　農地は娘さんが相続されましたが遠方に住んでおられるため、管理していくことが難しい状況でした。今回譲受人との話がまとまり売買されるものです。地元も荒廃した状況となっており通行の際も見通しが悪い状況でしたので、農地を取得して管理してもらう方が良いとのことですのでよろしくご審議をお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長　質問もないようですので採決に移ります。順位１について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議　長　全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 1 大字久泉　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■　申請理由：特定建築条件付売買予定地（9 区画）

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番　山下憲繁　推進委員　農業委員についても現地確認をされたと聞いていますし、隣接の方への説明や水利の同意も得られていると聞いていますので問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

20 番　馬場健作　推進委員　当初の計画から雨水排水については分けて流すなどの見直しをされていますので問題は無いと思いますよろしくお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりました。本日は申請人を計画の説明のため総会に出席していただきますので入室をお願いします。

申請人：■■ ■■ 専務取締役 ■■ ■■・常務取締役　■■ ■■

申請人より計画について説明

12 番　古賀貴美夫　農業委員　町としては住宅が建って人口が増えて発展していくことも重要ですが、また一方では農業で町が発展してきた経緯もあると思います。農家としては耕作するために機械などを使う際には音が発生したりします。新たに住まわれる方についてもそのようなことを充分理解してもらって住民と農業者が共存共栄出来るように説明をお願いします。

議長　それは要望という形でよろしいですか。

議長　他に質問はありませんか。無いようですので申請人は退室をお願いします。

申請人　退室

議長　それでは採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　多数挙手

議　長　賛成多数で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 2 大字新代　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■　申請理由：学童保育所職員駐車場用地

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番　末安富士子　推進委員　駐車場用地として利用されるとのことですので問題は無いと思われますのでよろしくお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長　質問意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議　長　全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。
事務局　順位 3 大字新代　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■　申請理由：特定建築条件付売買予定地（4 区画）

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番　末安　富士子　推進委員　以前農用地からの除外の申請で説明があった件になりますのでよろしくご審議をお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番　野田光浩　農業委員　農用地からの除外の申請時から計画の変更点はあるのですか。

事務局　特段変更はありません。

5 番　渡邉和江　農業委員　申請地南側のブロックが倒れているのですがそれはどうされるのですか。

23 番　末安富士子　推進委員　造成工事の時に擁壁にされると聞いています。敷地についても道路高と同じ高さにされると聞いています。

議長　他に質問もないようですので採決に移ります。順位 3 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　多数挙手

議　長　賛成多数で認める事とします。続きまして順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 4 大字太田　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■　申請理由：特定建築条件付売買予定地（4 区画）

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

22 番　弓削和幸　推進委員　以前農用地からの除外申請の際には西側農地の方にも同意を得ているという報告を受けて印鑑を押していました。農地転用の申請で印鑑をもらいに来られたのが 10 月 18 日のことでした。念のため西側の農地所有者に確認したところブロックを築くとの説明は受けたが家が建つような説明は受けていないとのことでした。それを受けて後日、申請人と西側の農地所有者、東側宅地の隣接者を交えて立ち会いをされたとのことです。私自身も図面を見て説明を受けていなかったためその旨を事務局へ連絡しました。事務局より図面を見せて説明するように土地家屋調査士に連絡をしてもらったようですが家に来られたようですがポストに図面を入れてありました。その方の言い分によると以前ご家族の方に図面をお渡ししていたとの主張をされていますが、家族は図面を受け取っていないと言っており図面を渡した受け取っていないの議論となり具体的な説明もされず不信感が募っています。

12 番　古賀貴美夫　農業委員　農業委員で現地調査を行ないましたが、先程の推進委員の説明と事務局の説明が相違しているように思われます。議案として附議する際には隣接や水利関係への同意や説明がなされていることを徹底してもらいたいと思います。

10 番　野田光浩　農業委員　農用地からの除外申請の際にも土地改良区とも協議を行なっています。説明では西側の農地とは 1m程の段差があるため五段ブロックを築き住宅については境界より 1m空けて建てるとの説明がありました。転用については特定建築条件付売買予定地ということで建主がある程度自由に建てることが出来る申請のようです。今の時点でそれが守られるのかも分からない状況です。東側の宅地の隣接者については道路についてはどちらでも良いと言うならば申請地の西側に道路を入れる計画に変えられないでしょうか。西

側の農地については基盤整備を行なった第 1 種農地になっています。日が差さなくなったため耕作が出来ないため自分も転用をしたいとなった時には歯止めが利かず優良な農地が守れなくなっていくことが想定されます。

22 番　弓削和幸　推進委員　西側に道路を入れる案についても検討はされたようですが西側の農地とは段差があるため転落防止のための構造物を設けるためには擁壁にする必要があり造成費についても高額となるため難しいとの回答でした。

6 番　稲員繁広　農業委員　現在新築される 2 階建ての住宅については結構高さがあるように思います。隣接農地の方としては日陰になることは今後も農業をされて行く上で好まれないと思います。隣接者も出来るならば西側に道路を付ける計画にしてもらいたいとの意向でした。

9 番　稲員雅史　農業委員　現実問題法律上西側に道路を設けなさいということは出来ないと思います。

事務局　申請人としては西側の隣接者の意見も受けて西側に道路を設けることも検討されたと思いますが最終的に事業費も考慮をしてこの計画でお願いしますとのことで申請を出されているものと思います。

7 番　鐘ケ江百合子　農業委員　住宅が農地と隣接することでヘリ防除などの消毒を行なう際に隣接の住民から苦情を言われて耕作が出来なくなったという事例も聞いたことがありますがそうなった場合誰が責任を負うのでしょうか。

5 番　渡邉和江　農業委員　計画図を示してありますがもう少し建物を東側にずらすことは出来ないでしょうか。

事務局　今回は個人の方へ分譲する形になりますので購入された方が権利を持って住宅を建てられるものですからそういった制限をかけることは難しいと思います。

事務局　建物については建築基準法に基づき境界からある程度外して建築するように基準が設けられておりその基準に抵触しない限り建主の権利があると思います。また日照権については住民の生活を守るため法律であり、過去にも農地に対しての日照権についての裁判の判例もあるようですが判例としては負けている状況のようです。

5 番　渡邉和江　農業委員　住宅が隣接することで消毒などの作業についてはやはり耕作がしにくくなることは事実だと思います。

事務局　業者が住宅を売られる際に事前に説明しておかれることが必要だと思います。住民と農業者が共存共栄出来る形が望ましいと思います。

19 番　山下憲繁　推進委員　この案件については農用地から除外した案件になりますので除外申請の時に図面等を示して説明をされていないのですか。

事務局　農振協議会でも図面を示して説明を行なっています。

17 番　重松嘉治　推進委員　このようなことを防ぐためにはどの時点であれば計画に条件を付けることが出来るのでしょうか。隣接の同意を取らないと簡単に家を建てることはできないと思います。家が建ってしまってから消毒等に対して苦情を言われても住民と農業者がトラブルになるだけだと思います。

事務局　住宅の建設にあたり必ず隣接者の同意が必要な訳ではなく、計画について説明を事前に行なっておいてくださいと言っています。

3 番　丸山敬二郎　農業委員　私の農地の隣にも住宅が建ちましたがハウスと住宅との間隔については人が通行出来るぐらいです。相手からも何も言われなかったですし私からも何も言いませんでした。消毒や暖房機を使う際にも特段隣接者に何も言っていません。逆に何も言えないと思います。

24 番　野田隆文　推進委員　私も広く耕作をしていますが隣にアパートが建っている農地もありますが、連絡を取って消毒する旨伝えるが仕事でいないため対応出来ないなどそのような状況が現実です。農地を借りて耕作しているが地主さんが何ら対応してくれることもありません。事務局としても申請書類が揃っていれば申請を受付けなければならないと思います。後は個々の農業委員にご判断をいただき採決を行なっていただきたいと思います。

議長　他に質問意見もないようですので採決に移ります。順位 4 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　賛成 7 名、否決 7 名

議　長　賛成・否決同数のため広川町農業委員会会議規則第 11 条に則り可否同数のときは会長の決するところによるとの規定により認める事とします。続きまして議案第 3 号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 1 大字水原　申請人：■■ ■■　申請理由：山林化し現況が農地ではないため

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

16 番　姫野剛　推進委員　申請地の隣接には軽トラが通れるような道はあります。おおよそ 10 年間は耕作されていない状況ですので問題は無いと思われますのでよろしくお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長　質問意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議　長　全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 2 大字長延　申請人：■■ ■■　申請理由：山林化し現況が農地ではないため

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18 番　小林栄一　推進委員　現況も農地でないため問題は無いと思われますのでよろしくお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長　質問意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議　長　全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 3 大字川上　申請人：■■ ■■　申請理由：宅地の一部となっているため

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

21 番　雨森純司　推進委員　現況も側溝となっており現況も農地ではありませんので問題は無いと思われますのでよろしくお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長　質問意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議　長　全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号　農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局　所有権移転　2 件　4 筆

議　長　事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

議　長　質問もないようですので採決に移ります。議案第 4 号について異議がない方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議　長　全会一致で認める事とします。異議が無かった旨町長に報告いたします。

以上で審議はすべて終わりました。

会長代理　閉会のあいさつ